

令和 7 年 6 月
福島県土木部

草刈り、機械に任せませんか？

川も道路も、サクサクきれい！
簡単操作、初めてでも安心！



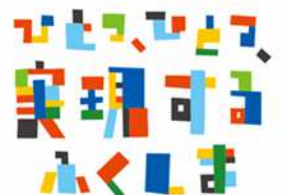
福島県土木部では、河川堤防や道路法面の草刈り作業の効率化及び省力化を目的に、除草機械の貸出しを行っております。

機械を使い、除草を「楽に、簡単に、早く」してみましょう。

■ 貸出対象者

- ①清掃活動や美化活動に関して、福島県が定める制度により認められている団体
(道路河川愛護団体、道及び川サポート団体)
- ②維持管理に関して、福島県と契約している者
- ③県内各市町村

■ 詳しくは、最寄りの県内各建設事務所または各土木事務所へお気軽にお問合せください。



■ 機械：全5種類

手押し型



堤防天端、平地の除草に対応

リモコン型



法面、平地の除草に対応

乗用型



広範囲の平地除草に対応

トラクタ-装着型



法面、広範囲の除草に対応

バックホウ装着型



広範囲の除草に対応

気軽にご相談
ください



相双建設事務HP・QRコード

■ 主な手続きの流れ

○利用者

- ①物品借受申請書
(窓口・FAX・メール)
- ③引渡し
- ④除草作業の実施
- ⑤除草機械の返却

○県（相双建設事務所）

- ②申請書の受理・許可
- ⑥除草機械の受理
(立会い・状態確認)

福島県相双建設事務所 管理課

電話番号：0244-26-1183

FAX：0244-26-1197

メールアドレス：souken.kanri@pref.fukushima.lg.jp